資料3

水産基準値案と水産 PEC の関係及び基準値設定後の対応について

1.水産基準値案及び水産 PEC の関係

(単位: µg/L)

農薬名	基準値	水田	水田	水田 PEC _{Tier2}	非水田	非水田
	(案)	PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}	(分解性考慮)	PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}
イマゾスルフロン	690	1.4	-	-	0.0059	ı
シアノホス (CYAP)	9.7	-	-	-	0.044	-
トリフルメゾピリム	250	0.23	-	-	-	-
ピリミホスメチル	0.031	-	-	-	0.023	-
フェンプロパトリン	1.5	-	-	-	0.011	-
フルチアセットメチル	7.5	-	-	-	0.000039	-
メパニピリム	88	-	-	-	0.022	ı

網掛け:水産基準値案と近接している PEC

2.基準値設定後の対応

水産 PEC が水産基準値案の 10 分の 1 を下回ることが確認できなかったピリミホスメチルについては、農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象農薬とし、これら農薬の使用が多い都道府県において、水質モニタリング調査の実施について検討することとする。